中小企業問題と研究の視点(2)

Problems on SMEs and Aspects of Research Analysis (2)

髙田 亮爾* Ryoji Takada

第二次世界大戦後における中小企業問題研究は、まず国民経済構造視点から把握・考察された。 さらに、認識型中小企業本質論、中小企業問題の内実に関する視点等が展開された。なかでも、問題型中小企業認識論、貢献型中小企業認識論が大きな流れとなってきたが、現代中小企業における企業規模間格差問題は依然として大きい。中小企業研究における企業規模間格差問題は、政策面も含めて、今後一層分析・考察が重要な課題である。

キーワード:中小企業問題、認識型中小企業本質論、企業規模間格差、中小企業政策、企業間取引分業関係

はじめに

小稿は、本誌前号掲載の「中小企業問題と研究の視点(1)」につづくものである。前稿の「I.はじめに」において、小論の問題意識を述べた。中小企業を研究・論じる意義は、「中小企業とは何か」「中小企業問題とは何か」を問うことであるが、中小企業をめぐる「問題性」は多様であり、それはまた国、時代により異なる。それだけに、「中小企業とは何か」「中小企業問題とは何か」という問いは、きわめて難しい。

小論では、こうした問題意識に基づき、前稿において、中小企業(工業)問題が日本経済の歴史的発展分析の中で、本格的に展開された 1937 (昭和 12) 年頃まで遡り、中小企業研究の代表的見解を中心に、中小企業(工業)問題の本質的展開を検討してきた。「II. 第二次世界大戦前における中小企業研究の視点」で、1. 存立条件論、2. 存立形態論、3. 下請制工業論について、それぞれレビューし、考察した。第二次世界大戦以前および戦中の中小企業研究の視点は、主として中小企業(工業)の存立条件、存立形態、下請制等の分析・考察に注力され、それは当時の中小企業問題の中心が下請工業問題にあったことを反映したものであった。それだけ下請工業問題は深刻かつ大きかったといえる。そうした当時の時代的制約のもとで、戦前における中小企業研究の視点は中小企業(工業)の経済構造全体の中における位置づけ・考察までには至らなかった。

さらに、「III. 第二次世界大戦後における中小企業研究の視点」では、1. 国民経済構造論までを述べた(以上、前号掲載)。すなわち、第二次世界大戦後における中小企業研究において、その嚆矢となった山中 [1948] の国民経済構造論では、中小企業問題を国民経済構造視点から捉え、戦後中小企業研究に新たな地平を拓いたものとして、その後の中小企業研究に多大の貢献をした。小稿(本号)では前稿に引き続いて、「III. 第二次世界大戦後における中小企業研究の視点」の中で、2. 認識型中小企業本質論、3. 中小企業問題の内実に関する視点等について、レビュー・考察したい。

さらに、「IV. 現代における中小企業問題研究の視点」で、現代における中小企業問題研究の視点について考察し、最後に「V. 小結」にて、小論の結語を述べたい。

すなわち、小論全体(前号掲載と本号掲載)の目次に相当するものは、以下のとおりである。

- I. はじめに
- Ⅱ. 第二次世界大戦前における中小企業研究の視点
 - 1. 存立条件論
 - 2. 存立形熊論
 - 3. 下請制工業論
- Ⅲ. 第二次世界大戦後における中小企業研究の視点
 - 1. 国民経済構造論(以上、前号掲載)
 - 2. 認識型中小企業本質論(以下、本号掲載)
 - 3. 中小企業問題の内実に関する視点
- Ⅳ. 現代における中小企業問題研究の視点
 - 1. 中小企業問題研究の視点
 - 2. 企業規模間格差問題
 - 3. 企業規模間格差と中小企業政策
- V. 小結

2. 認識型中小企業本質論

かつて、藤田・伊東 [1954] は「『中小工業』とは何かという問題は、中小工業問題を取り扱うものがひとしく対決せねばならぬ問題である。学問的に、この問題を研究するものはもちろん、 実際的にこの問題を取り扱うものといえども、中小工業の本質、または中小工業問題の本質ということを明確にしておく必要がある」¹⁾とした。

「中小企業とは何か」を歴史的・国際的視点から、統一的・体系的な理解を試みたのが、瀧澤 [1996] である。 瀧澤 [1996] は、まず日本において「中小企業本質論」である「中小企業とは何か」について、どのような議論が展開されてきたかをみる。すなわち、明治期の「在来産業問題」、大正期における「小工業問題」、さらに大正末期から昭和初期にかけて「中小工業問題」が指摘される。中小工業(中小企業)が対象となった背景として、大工業でないために生じる問題を持った対象が、大正時代の「小工業」よりも相対的に規模の大きい企業を含むと一般に認識されるようになったからとする。

こうして、当初の「中小工業」概念は、「大」と「小」との区分を「量的に」考える見解の延長 線上で形成されたが、基本的に重要なのは「量的規定」の内側にひそむ「質的規定」である。

そこで、中小企業を質的に規定する研究として、中小企業の内側から中小企業の特質を規定する 方法(内在的特質に基づく規定)と、中小企業を外側から規定する方法が生まれた。前者の考え 方としては、たとえば(1)企業的特質による規定、(2)企業の存立条件による規定、(3)企 業の存立形態による規定などに分類される30。

瀧澤〔1996〕は、後者の考え方を「特質有無型中小企業本質論」と呼ぶ。その代表的見解は、山中〔1948〕の「特質有無型中小企業本質論」であり、「経済社会を動かし、支配する資本主義原則の行わるる面によって囲繞され、これによって受動的に動かされている広汎にして雑軍的なる存在」40として中小企業を捉え、「問題性型中小企業本質論」へと展開したとされる。

そして、中小企業が持つ「問題性」として、経営問題、金融問題、下請問題、輸出問題、転失業問題、社会・労働問題等々があげられ、これら中小企業問題を統一的に把握する方法として、山中〔1948〕は国民経済構造的把握を主張した50。

その後、「問題性を持たない」中小企業の成長を捉えた末松 [1961] 6 、「中小規模企業」の概念の中に「問題性を持たない」企業の存在を主張した瀧澤 [1963] の見解 7 が生まれた。また、中村 [1969] により「中堅企業」概念の把握がなされ 8 、清成 [1970] により小零細企業の社会的対流現象 9 を捉えた「ベンチャー・ビジネス論」 10 が展開された。

瀧澤 [1996] は、中小企業を歴史的・世界的視野で統一的に理解しようとする場合、基本的に重要なことは、何故「大企業」と区別して「中小企業」を認識する必要があるのかという理由について、国によって異なり、また同じ国でも時期によって異なるとする。すなわち、世界経済の中で当該国の位置づけ、経済発展段階、経済社会構造、経済力集中の程度、大企業と中小企業との関連性等々によって大きく異なるとする 110。したがって、中小企業についての定義や考え方が国によって異なり、また時期によって異なるとする。瀧澤 [1996] は、「中小企業とは何か」という設問に対する答えを、このように「中小企業認識の必要性」に基づいて考える見解を「認識型中小企業本質論」と呼ぶ。

瀧澤〔1996〕は、この認識型中小企業本質論を大きく2つに分類し、(1)問題型中小企業認識論=中小企業が持っている問題を重視する見解、(2)貢献型中小企業認識論=中小企業が経

済・社会において果たす役割・貢献を重視する見解に区分する。

問題型中小企業認識論は、「中小企業が大企業でないために生じる問題」を持つことに着目し、そうした問題を持つからこそ、大企業と区別して「中小企業」を認識・研究し、政策を考える必要性があるとする。瀧澤〔1996〕は、この中を(1)淘汰問題型中小企業認識論、(2)残存問題型中小企業認識論、(3)格差問題型中小企業認識論の3つに区分し、歴史的に「淘汰問題型」から「残存問題型」へ、さらに「格差問題型」へと重点が移行してきたとする。

貢献型中小企業認識論は、「中小企業が経済・社会において果たす役割・貢献に着目し、『中小企業だけが』果たしうる役割・貢献が存在するからこそ、大企業と区別して『中小企業』を認識・研究し、政策を考える必要があると強調する」考え方とする。ここには、(1)「開発貢献型」、(2)「需要貢献型」、(3)「競争貢献型」、(4)「苗床貢献型」等があるとする¹²⁾。

瀧澤〔1996〕は、現在の日本では、一方で「格差問題型中小企業認識論」が根強く見られると同時に、他方で「需要貢献型」や「競争貢献型」に近い中小企業認識論の影響力が強まり、また「苗床貢献型」や「開発貢献型」の中小企業認識論の台頭もみられるなど、これら見解がいわば「混在」している状態とする。

「中小企業が持つ問題」は放置しておいたのでは、その役割・貢献が十分に実現されないという「問題」が「現在日本における中小企業問題」であると考えれば、中小企業の役割・貢献を阻害する要因・条件の究明が重要課題になってくる。そして、その阻害要因・条件は中小企業の外側に存在する「外部的要因・条件」(国内・国外の「構造的・制度的要因・条件」と「環境変化的要因・条件など」)、および中小企業の内側に存在する「内部的要因・条件」(中小企業における資金、人材、機械・設備・施設、技術・ノウハウ、情報などについての要因・条件など)に大別できるとする 130。

以上のように、瀧澤〔1996〕は「中小企業をどのように認識するか」を主要な視点として、「中小企業とは何か」「中小企業問題とは何か」を問い、その認識視点を主な座標軸として、分類・整理する中で、現在の研究視点の到達点を措定した。

3. 中小企業問題の内実に関する視点

清成〔1997〕は「『中小企業問題』は中小規模なるがゆえに企業に生じている問題」であると包括的にいえる」とし、「市場において個々の企業が如何に努力を積み重ねていっても、中小規模なるがゆえに解決できない問題」であるとする。そして、中小企業問題を経済問題と非経済問題に分け、さらに経済問題を「市場における問題」と「非市場問題」に、非経済問題を「政治問題」と「社会問題」に分ける 14)。

「市場における問題」も(1)「製品市場における問題」と、(2)「生産要素市場における問題」に分ける。

- (1)「製品市場における問題」は、中小企業が供給する財、サービスの市場において、①大企業と中小企業が競争関係にあり、大企業が不公正な市場支配力を行使した場合、中小企業が不利な立場におかれ、中小企業問題が生じる。②中小企業が市場における財、サービスの供給者(売り手)として多数で、競争が激しく、過度競争にあり、他方で需要者(買い手)の大企業が市場支配力を行使する場合、すなわちその典型例として下請関係があげられる。
- (2)「生産要素市場における問題」として、資金、労働、原材料の3つをあげる。このうち、 ①生存能力を持つはずの中小企業が、金融難によって十分な競争能力を持ちえず、経営環境への 変化への適応や成長すること等も困難となるという金融問題がある。このうち、間接金融につい ては大企業への融資が集中する融資集中機構があげられ、とくに長期資金(設備資金)において、 中小企業の資金需要と金融機関の資金供給との間に常に一定のギャップがあるとする。

もちろん、この金融難は時代により、その内容は変化してきており、現在では企業間格差が著しく、金融難だから経営が成り立たないというよりは、経営が成り立たないから金融難が生じているとする。

②中小企業にとって労働問題は、良質の労働力が確保しにくいという問題である。これも時代によって、その内容は変遷してきた。

労働者にとっての問題は、賃金や労働条件等で、中小企業が大企業に比べて相対的に劣るという問題である。企業規模別平均賃金格差の問題があるが、これは比較する条件として年齢、学歴、職種、性別などの条件を揃えると、若年層を中心に企業規模別賃金格差はほとんどみられないとする。そして、むしろ中小企業経営にとって、質の必ずしも良くない中高年労働力に依存せざるをえないところに問題があるとする。

また、福利厚生面では、法定外福利について、大企業は余分なことを行っており、中小企業は何ら責められないとする。

さらに、労働条件について、休日、労働時間、作業環境などの点で、中小企業に改善の余地が 少なくないとしている。

もっとも、中小企業が一律に大企業と比べて相対的に企業間格差が大きいわけではないこと、 中小企業には働きがいという点で、大企業より優れている場合も少なくないこと等が指摘されて いる。

③原材料の市場においては、大企業が供給者の場合、購入側の中小企業は時に不利な立場になりがちであるという問題が指摘される。

清成〔1997〕は、さらに中小企業経営内部に立ち入り、内外経済の構造変動に対する中小企業の適応問題をとりあげる。すなわち、第1に産業構造変化への適応問題、製品市場の構造変化に対する適応問題(需要構造変化、競争関係変化など)、第2に生産要素市場の構造変化に対する適応問題(労働、技術の変化など)、第3に立地の変化に対する適応上の問題、第4に環境問題

への適応問題等を指摘する 15)。

以上のように、清成[1997]は中小企業問題の内実を各側面から分析・考察し、主として中小 企業経営内部に、その問題性を見出しているといえよう。

Ⅳ. 現代における中小企業問題研究の視点

1. 中小企業問題研究の視点

もとより、国民経済発展段階によって、その時々の中小企業の果たす役割・貢献は異なる ¹⁶⁾。 したがって、中小企業の存在のあり様もまた、歴史的・経済発展段階によって異なる。中小企業 問題も瀧澤氏が指摘したごとく、歴史的・国際的視点から検討・考察されねばならない。

上述したように、瀧澤〔1996〕は認識型中小企業本質論を問題型中小企業認識論=中小企業が持っている問題を重視する見解、貢献型中小企業認識論=中小企業が経済・社会において果たす役割・貢献を重視する見解に区分した。

問題型中小企業認識論は、「中小企業が大企業でないために生じる問題」を持つことに着目し、そうした問題を持つからこそ、大企業と区別して「中小企業」を認識・研究し、政策を考える必要があるとし、貢献型中小企業認識論は「中小企業が経済・社会において果たす役割・貢献に着目し、『中小企業』だけが果たしうる役割・貢献が存在するからこそ、大企業と区別して、『中小企業』を認識・研究し、政策を考える必要があると強調する」考え方であり、現在は「問題型中小企業認識論」が根強く見られると同時に、他方で貢献型中小企業認識論の台頭もみられるなど、これら見解が混在しているとした。

ここで、留意せねばならない点は、「問題型中小企業認識論」の中にも、「貢献型中小企業認識論」がみられることであり、逆に「貢献型中小企業認識論」の中にも「問題型中小企業認識論」が見られることである。すなわち、中小企業が大企業でないために生じる問題を有していることと、中小企業だけが果たしうる役割・貢献を有していることとは、必ずしも相矛盾することではなく、したがって必ずしも相対立する視点と考えるのは適切ではないであろう。

すなわち、「中小企業が大企業でないために生じる問題を有している」が、「中小企業だけが果たしうる役割・貢献を有している」故に問題であり、逆に言えば「中小企業だけが果たしうる役割・貢献を有している」にもかかわらず、「中小企業が大企業でないために生じる問題を有している」故に、十分な機能を発揮しえないという視点、問題意識が重要である。

こうした視点からすれば、まさに瀧澤 [1996] が指摘するごとく、中小企業の役割・貢献を阻害する要因・条件の究明が重要であり、それは中小企業の「外部的要因・条件」と「内部的要因・条件」に大別できよう。そして、そうした「外部的要因・条件」と「内部的要因・条件」の諸結果が格差問題にも表象していると考えられる。

2. 企業規模間格差問題

瀧澤〔1996〕が指摘したように、「格差問題型中小企業認識論」が根強く見られるのは、実際に現在も現象としての企業規模間格差がさまざまな指標において観察され、問題視されるからである。以下、いくつかの重要な指標について、近年の状況をみよう。

企業規模間格差問題は、まず企業収益状況に現れる。製造業における売上高営業利益率、売上 高経常利益率について、1970(昭和45)年以降、最近に至る30年余の階層別相違をみたものが 表1である。

資本金 10 億円以上の最上位層の企業収益状況は安定傾向が顕著であり、つづいて同 1 億円~ 10 億円未満、同 5,000 万円~1 億円未満など、規模が小さくなるにつれて不安定ないし利益率の低位化傾向がみられ、とくに 90 (平成 2) 年代後半以降の格差拡大傾向が著しい。

こうした企業収益状況は、付加価値生産性の格差に規定されるところが大きい。製造業における従業員数規模別付加価値生産性を従業員1人当たり付加価値額についてみると、表2、図1のようである。従業員1,000人以上=100.0とした指数で各規模の推移をみると、階層性が明らかである。しかも、時系列的にも長期的に規模間格差拡大傾向がうかがえる。すなわち、1975(昭和50)年以降、格差拡大傾向にあり、とくに90(平成2)年代後半以降、2000(平成12)年代に入り、より明確な格差拡大傾向になっている。従業員数規模別にみると、とくに従業員数100人未満の小規模層ほど、格差が拡大しつつある。

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
	(昭45)	(昭50)	(昭55)	(昭60)	(平2)	(平7)	(平12)	(平17)
200万円未満	5.3	1.0	3.5	1.7	3.7	0.5	▲2.4	1.4
200万円不向	3.5	▲ 0.1	1.7	0.8	3.1	▲0.4	▲ 1.3	2.2
200~500万円未満	5.6	2.7	3.7	2.5	2.6	0.4	▲0.06	0.3
200~300万円木间	3.6	1.4	2.5	1.1	1.6	▲0.05	▲0.05	0.8
500~1000万円未満	5.8	3.8	3.9	2.6	3.5	1.7	2.1	0.2
500~1000万円木個	4.0	1.6	2.7	1.6	2.3	0.9	2.6	0.8
1000~5000万円未満	6.2	4.3	4.5	3.9	4.4	2.5	2.5	2.7
1000~5000万円未凋	4.1	2.3	3.1	2.7	3.2	1.9	2.6	3.3
5000万円~1億円未満	6.1	2.2	4.9	4.1	1.5	2.7	3.0	3.4
5000万円~1億円不何	4.1	0.01	3.5	3.0	3.9	2.1	2.9	3.4
H.1 A.*	5.8	3.3	4.2	3.4	4.2	2.2	2.4	2.7
中小企業	3.9	1.5	2.9	2.3	3.0	1.6	2.5	3.1
1億円~10億円未満	6.8	3.7	4.9	3.6	4.7	3.0	3.5	3.9
1息日~10息日本闽	4.3	1.1	3.3	2.8	3.9	2.4	3.5	4.1
1044	8.7	4.2	5.9	4.4	5.2	4.2	4.8	5.6
10億円以上	5.6	1.0	4.3	4.1	5.3	4.0	4.9	6.2
小 人 米	8.2	4.1	5.6	4.3	5.1	3.9	4.5	5.2
大企業	5.3	1.0	4.1	3.8	5.0	3.7	4.6	5.8

表 1 企業の資本金規模別売上高営業利益率・同売上高経常利益率推移(製造業)

資料:財務省編『法人企業統計年報』各年度より作成。

注1:対象は各年度。各欄とも上段は売上高営業利益率、下段は売上高経常利益率。 2:中小企業は資本金1億円未満、大企業は同1億円以上の法人企業として集計した。

	70(昭45)	75(昭50)	80(昭55)	85(昭60)	90(平2)	95(平7)	00(平12)	03(平15)
1~9人	28.6	34.5	27.9	26.0	26.1	26.3	24.5	21.0
10~19	41.2	48.8	40.9	36.1	35.4	36.0	34.3	31.2
20~29	45.9	52.1	43.8	39.0	37.9	39.3	37.3	35.8
30~49	46.0	53.9	45.5	41.6	40.1	42.0	41.1	37.4
50 ~ 99	50.7	57.9	48.5	45.4	44.8	48.7	49.3	43.9
100~199	56.9	68.7	59.5	53.8	54.0	58.9	57.5	53.9
200~299	66.3	76.2	70.0	62.3	61.5	67.9	70.5	67.5
300~499	71.4	86.7	81.4	73.8	73.4	84.8	80.5	68.3
500~999	81.4	91.2	90.6	81.3	81.7	85.4	85.1	76.1
1000人以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表2 事業所の従業員数規模別・付加価値生産性格差の推移(製造業)

資料:経済産業省編『工業統計表 産業編』各年版より作成。

注:従業員1人当たり付加価値額について、1000人以上=100.0とした指数。

ただし、1~9人は粗付加価値額をもとに算出している。

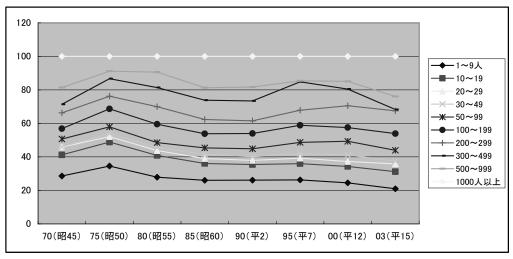


図1 事業所の従業員数規模別・付加価値生産性格差の推移(製造業)

資料:経済産業省編『工業統計表 産業編』各年版より作成。

注 :従業員1人当たり付加価値額について、1,000人以上=100.0とした指数。

ただし、1~9人は粗付加価値額をもとに算出している。

表2、図1は、『工業統計表』により算出したものであるが、財務省編『法人企業統計年報』により、資本金規模別に付加価値生産性(従業員1人当たり付加価値額)をみたものが、表3、図2である。資料出所は異なり、かつ従業員数規模別ではなく、資本金規模別によるものであるが、やはり同様の傾向がみられる。とくに90(平成2)年代後半以降、とりわけ2000(平成12)年代に入り、一段と規模別格差拡大傾向がみられる。この傾向は、とくに資本金5,000万円未満の小規模層ほど著しい。

付加価値生産性の格差は、企業収益に反映するのみならず、人件費にも反映する。従業員1人当たり賃金格差を平均現金給与総額(総実労働時間当たり)と、平均特別給与(夏季+年末賞与)についてみたものが、表4である。現金給与総額(総実労働時間当たり)では、高度経済成長期の1965(昭和40)年頃まで規模間格差は急速に縮小したが、65(昭和40)~71(昭和46)年

200万円未満	59.0	52.3	45.7	51.6	42.1	44.9	37.7	36.4	35.1
200~500万円未満	63.5	49.7	52.2	50.5	49.5	53.0	43.3	40.3	41.3
500~1000万円未満	62.1	51.2	54.7	53.8	54.4	55.9	48.3	40.2	36.4
1000~5000万円未満	71.0	56.1	57.2	56.0	55.8	60.4	50.6	44.6	41.3
5000~1億円未満	71.0	65.7	66.2	66.8	62.6	63.4	54.3	51.6	53.5
中小企業	66.2	54.5	55.7	55.6	55.1	59.8	50.3	45.0	43.3
1~10億円未満	84.8	77.1	77.7	76.0	76.2	75.2	72.5	70.2	66.2
10億円以上	107.1	110.9	109.6	109.7	109.4	110.3	111.7	113.3	115.4
大企業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資料:財務省編『法人企業統計年報』各年度より作成。 注 :表1に同じ。									

表3 企業の資本金規模別・付加価値生産性格差の推移(製造業)

75(昭50) 80(昭55) 85(昭60) 90(平2) 95(平7) 98(平10) 00(平12) 03(平15) 05(平17)

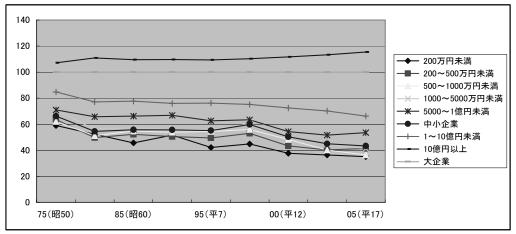


図2 企業の資本金規模別・付加価値生産性格差の推移(製造業) 資料:財務省編『法人企業統計年報』各年度より作成。

注:表1に同じ。

までは、ほぼ横ばい傾向となり、72 (昭和 47) 年以降、再び格差定着傾向に推移してきた。規模別には、とくに $5\sim29$ 人の小規模層において、90 (平成 2) 年代以降、さらに 2000 (平成 12) 年代に入り、格差拡大傾向がうかがえる。2005 (平成 17) 年現在、500 人以上=100.0 とした指数をみると、 $5\sim29$ 人層=52.4、 $30\sim99$ 人層=60.3 となっている。

こうした規模別賃金格差は、現金給与総額の内訳を定期給与と特別給与に分けてみると、規模間賃金格差は定期給与よりも特別給与において、より大きい(表4)。すなわち、特別給与の主要部分を占める夏季賞与と年末賞与の合計額(1人当たり平均年額)の規模間格差(500人以上=100.0とした指数)は、1955(昭和30)年代後半から、73(昭和48)年頃まで格差縮小傾向を辿った。しかし、その後74(昭和49)年以降、格差拡大傾向となり、2005(平成17)年には5~29人層=29.4、30~99人層=41.6と、いずれも500人以上層の半分以下の大きな格差となっている。このように、定期給与以上に特別給与において、とくに企業規模間格差が拡大しているのは、小規模層ほど特別給与が少ない非正規雇用者の比率が高いことによるものとみられる17。企業規模間格差問題は、以上にみられるように解消したとはいえず、なお一層の分析・考察が

126 髙田 京爾

必要な課題といえるのである。

		1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
		(昭35)	(昭40)	(昭45)	(昭50)	(昭55)	(昭60)	(平2)	(平7)	(平12)	(平17)
常用労働者1人当たり	5~29人	43.1	58.8	58.6	54.4	55.4	53.3	55.1	54.9	53.6	52.4
平均現金給与総額(総	30~99人	54.8	66.9	67.2	63.9	62.9	60.8	59.9	60.6	58.7	60.3
実労働時間当たり)	100~499人	68.2	77.9	80.5	81.1	80.3	76.3	78.0	79.2	75.8	77.5
常用労働者1人当たり	5~29人	22.0	34.4	40.4	37.0	36.3	33.0	35.3	32.2	30.6	29.4
平均特別給与(夏季+	30~99人	39.1	50.1	54.3	52.0	52.0	48.1	46.4	44.2	41.2	41.6
年末賞与)	100~499人	62.0	73.1	77.0	75.7	75.9	70.4	71.5	72.5	66.1	66.9

表 4 事業所の従業員数規模別・賃金格差の推移(製造業)

資料:厚生労働省編『毎月勤労統計調査』各年版より作成。

3. 企業規模間格差と中小企業政策

前述したように、かつて第二次世界大戦前・戦中の中小企業研究の視点は、主として中小企業 (工業) の存立条件、存立形態、下請制等の分析・考察に注力され、それは当時の中小企業問題 の中心が下請工業問題にあったことを反映したもので

あった。それだけ下請工業問題は深刻かつ大きかったといえる。また、その背景には、重要な一 条件としての企業規模間諸格差があった。

このことは、第二次世界大戦後の中小企業研究の視点にも基本的に引き継がれてきたことも、 前述したとおりである。

しかし、中小企業政策面での視点は、どうであろうか。日本では、戦後1948(昭和23)年に 中小企業庁が設置され、本格的な中小企業政策がスタートした。1948(昭和 23)年制定の「中 小企業庁設置法」の中で、中小企業政策の理念が、次のように示された。すなわち、同法第一条 (法律の目的) において、「健全な独立の中小企業が、国民経済を健全にし、及び発達させ、経済 力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業活動の機会を確保するもの であるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発展させ、且つ、その経営を向上させるに足る諸条件 を確立することを目的とする」とされた。

これは、反独占的な競争秩序維持のための産業組織政策の政策理念であり、独占への拮抗力と しての競争秩序維持による市場成果を求めるものであった 18。こうした政策理念は、正当なもの として高く評価されるものといえる 19)。

中小企業政策の具体化として、1963(昭和 38)年に制定された旧中小企業基本法(以下、旧 基本法という)では、中小企業を「過小過多」(企業規模が小さく、企業数が多すぎる)と捉え、 中小企業と大企業との間に生産性・賃金等の「諸格差の是正」を図ることを政策理念とした200。 旧基本法では、こうした「諸格差の是正」のために、「生産性の向上」「取引条件の向上」を具 体的目標とし、この目標を達成するための政策手段として、「中小企業構造の高度化等」(旧基本 法・第2章)、「事業活動の不利の是正」(同・第3章)を図ることとしたのである210。

注1:常用労働者1人当たり平均規定と結り、総実労働時間数で除した時間単価による。 常用労働者1人当たり平均特別給与は、夏季賞与十年末賞与の合計(年額)による。 2:いずれも、従業者500人以上=100.0とした指数。

この二つの政策手段のうち、とくに「中小企業構造の高度化等」のための施策として、①企業 規模の適正化、②事業の共同化、③工場店舗等の集団化、④事業の転換、⑤小売商業における経 営形態の近代化等が中心となってきた²²⁾。

しかし、その後、日本経済の成熟化とともに、所得水準の向上、格差の質的変容が論議され、格差是正を中小企業政策の目標とすることの政策的意義が相対化、希薄化したと捉えられることとなった²³⁾。

さらに新規開業企業の開業率低下、廃業率の上昇という開・廃業率の逆転から、「過多性」が消失したと捉えられ、新陳代謝機能低下による産業の活性化が阻害されるという問題意識へと変化してきた²⁴⁾。

同時に、産業構造変化、経済のサービス化・ソフト化の進展とともに、「規模の経済」も相対化、 希薄化したとされた²⁵⁾。

こうした中小企業の経済・経営環境変化のもと、規模の経済が妥当するケースが相対的に縮小し、研究開発、独創性等の規模以外の要因の重要性が増し、「中小企業構造の高度化」概念の意義は後退したと捉えられた²⁶。

この結果、1999(平成 11)年に改正された新中小企業基本法(以下、新基本法という)では、「中小企業を『弱者』として画一的なマイナス・イメージで捉えるのは、もはや不適切であり、21世紀における中小企業は、機動性、柔軟性、創造性を発揮し、我が国経済の『ダイナミズム』の源泉として、また自己実現を可能とする魅力ある雇用機会創出の担い手として」等の積極的な役割が期待される存在と位置づけられた ²⁷。21世紀に向けた中小企業政策の新たな理念は、このような重要な役割を有する「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」を図ることに求めるべきとされたのである ²⁸。

こうして、旧基本法における格差是正・適応助成政策と不利是正政策の二つの政策理念は、新基本法では適応助成政策の内容が格差是正から経営革新、創業的事業活動の促進へと変化した²⁹⁾。また、不利是正政策は「事業活動に必要な資金等不足する経営資源の確保の困難性や、不公正な取引方法などにより中小企業者の利益が不当に侵害される場合の発生など、その規模に起因して市場における様々な不利性、困難性に直面することは、今日においても依然変わらない」³⁰⁾としつつも、経営基盤の強化の一部として、位置づけられるに過ぎないこととなった³¹⁾。

旧基本法と新基本法における政策理念・政策目的の対比を示すと、表5のとおりである。 このように、現代中小企業政策の要である新中小企業基本法では、「独立した中小企業者」の育成・支援を基本理念としつつも、その内容は経済的社会的環境変化への適応を図ろうとするもので、適応助成政策が中心の政策理念となって、「格差問題」については、その問題意識が大きく後退したのである。

企業間取引分業関係と企業間格差問題は、下請問題に典型的に現れることから、かつて中小企

	旧・中小企業基本法(1963年制定)	新・中小企業基本法(1999年制定)
政策理念	○格差の是正	○多様で活力ある独立した中小企業者の育成・支援 結果としての格差の存在は是認 (中小企業の多様性の増大) (「格差」の質的変化)
政策目的	○生産性の向上(中小企業構造の高度化)○取引条件の向上(事業活動の不利補正)	○経営基盤の強化○創業・経営革新に向けての自助努力支援○セイフティ・ネット

表5 中小企業基本法における政策対象についての考え方

資料:中小企業庁編[2000] 『新中小企業基本法―改正の概要と逐条解説―』同友館、p.23。

業問題の中心であった。しかし、上述したように、中小企業政策の要である新基本法において、 そうした視点は後退したが、果たして「格差の質的変容」とは何か、「格差の質的変容」は本当に 進んだのか等、議論のあるところであり、一層の分析・考察を要しよう。

実際、企業間格差問題が企業間取引分業関係に反映し、不公正取引が現在も生じていることは 否定しえない。かつて、製造業における下請問題が典型的であったが、産業構造変化のもとで、 リーディング分野の第三次産業においても、そうした企業間格差問題から不公正取引問題が発生 し、かつての下請問題は産業構造が変化したとはいえ、同様の問題として現象化している。以下 では、情報成果物作成委託において、最近報道された典型的な一つのケースをみよう。

【事例】

2007 年 1 月に放映された、あるテレビの健康関連番組で、実験データの捏造問題が発覚し、大きな社会問題となった。当該テレビ局では番組計画段階の企画会議以降、VTR などをチェックする機会が 7 度あったにもかかわらず、捏造を発見できなかったうえ、問題の根源として業界の構造的問題も指摘されてきた 32 。

もともと民放番組の 9 割近くは、コスト削減策の一環として、制作会社(一次下請、二次下請等) に発注されているという。問題となった番組の場合でも、「関西テレビ」(親会社) から「日本テレワーク」(一次下請会社) に発注され、放送回ごとに二次下請(孫下請)の 9 社にロケや取材を割り振るという、ピラミッド構造になっている 33)。問題の 2007 年 1 月 7 日(日) 21:00~21:54 に放映された番組は、一次下請会社「日本テレワーク」から、二次下請会社「アジト」に作成委託されたものである 34)。

しかも、日本テレワークから二次下請に支払われた同番組一本当たりの制作費は、番組が始まった 1996 (平成 8) 年当時の約 1,600 万円から、2007 (平成 19) 年 1 月の約 860 万円へと、10 年余で半減してきたという 350。

関西テレビの外部調査委員会が 2007 年 3 月 23 日に発表した「調査報告書」でも、今回の捏造問題の背景の一つに「前近代的な上下関係」があると指摘した 36)。すなわち、テレビ局と制作会社との間に大きな待遇格差があること、欧米では、番組の著作権は制作会社にあるが、日本ではテレビ局が持つか、テレビ局と制作会社との共同保有が多い等、問題が指摘されたのである 37)。

これは、包括的下請関係にある場合、大きな問題といえる。

こうしたことも背景となって、2007 年 7 月に経済産業省・中小企業庁と公正取引委員会は、大企業が優越的地位の濫用により、下請中小企業に強いる不公正取引を是正するため、下請代金支払遅延等防止法(下請法)の運用基準を従来以上にきめ細かくし、どのような場合が違反行為となるか、事例を示した指針(ガイドライン)を情報通信機器、自動車、ソフトウエア、コンテンツ等の業界別に作成・発表した 38)。

Ⅴ. 小結

「中小企業とは何か」「中小企業問題とは何か」を問うことは、中小企業研究の入り口であると同時に、「到達目標」でもある。しかし、中小企業をめぐる「問題性」は多様であり、また国、時代により、異なる。したがって、中小企業を捉える視点も国、時代により、多様となり、「中小企業とは何か」「中小企業問題とは何か」という問いは、きわめて難しい。

小論では、こうした問題意識に基づき、現代における中小企業問題と研究の視点について、先 学の研究をレビューしたうえで、その現代的課題を考察してきた。

第二次世界大戦前・戦中の中小企業研究の視点は、主として中小企業(工業)の存立条件、存立形態、下請制等の分析・考察に注力された。それは、当時の中小企業問題の中心が下請工業問題にあったことを反映したものであり、それだけ下請工業問題は深刻かつ大きかったといえる。

さらに、第二次世界大戦後において、山中 [1948] が中小企業問題を国民経済構造視点から捉え、構造的アプローチをしたことで、戦後中小企業研究に新たな地平を拓いた。そのほか、ここでは認識型中小企業本質論、中小企業問題の内実に関する視点等をレビューした 39)。

こうした中で、瀧澤〔1996〕が指摘したように、現代中小企業研究の視点は「問題型中小企業 認識論」「貢献型中小企業認識論」の混在がみられる。

しかし、「問題型中小企業認識論」と「貢献型中小企業認識論」は、必ずしも相対立する視点とはいえない。むしろ、「中小企業だけが果たしうる役割・貢献を有している」にもかかわらず、「中小企業が大企業でないために生じる問題を有している」故に、十分な機能を発揮しえないという視点が重要である。

そうした「問題」の中心は、まさに格差問題に象徴的にあらわれる。上述したように、近年の 企業規模間格差諸指標をみると、いずれも90(平成2)年代央以降、とくに2000(平成12)年 代に入り、一段と格差拡大傾向にある。規模別には、とくに小規模層ほど格差が拡大しつつある。

他方で、中小企業政策においては、1999(平成 11)年に改正された新中小企業基本法において、格差問題の視点は大きく後退した。

しかしながら、たとえば現代情報産業の一つである情報成果物作成委託においても、企業間格 差問題から不公正取引の下請問題が発生している。

今後に残された課題は、現代日本における中小企業問題を研究する視点として、企業規模間格差について、今後一層綿密な分析・考察を必要としている。そしてまた、企業規模間格差問題と企業間取引分業関係との関連性を究明してゆくことが重要である。

1) 藤田敬三・伊東岱吉〔1954〕p.1。

- 2) 瀧澤菊太郎〔1996〕p.6。
- 3) 瀧澤菊太郎〔1996〕 p.7。
- 4) 山中篤太郎〔1948〕pp.44-45。
- 5) 瀧澤菊太郎〔1996〕p.9。山中篤太郎〔1948〕pp.55-57。
- 6) 末松玄六〔1961〕。
- 7) 瀧澤菊太郎〔1963〕pp.167-173。
- 8) 中村秀一郎〔1969〕〔1990〕。
- 9) 清成忠男〔1970〕。
- 10) 清成忠男・中村秀一郎・平尾光司〔1971〕。
- 11) 瀧澤菊太郎〔1996〕p.15。
- 12) 瀧澤菊太郎〔1996〕p.19-25。
- 13) 瀧澤菊太郎〔1996〕p.33。
- 14) 清成忠男〔1997〕pp.215-219。
- 15) 清成忠男〔1997〕pp.232-240。
- 16) たとえば、日本経済発展に伴う中小企業の役割・貢献について、髙田亮爾 [2004] [2005] を参照されたい。
- 17) 詳しくは、髙田亮爾〔2003〕pp.132-149を参照されたい。
- 18) 有田辰男〔2001〕pp.9-24。
- 19) 有田辰男〔2001〕pp.9-24。黒瀬直宏〔2006〕pp.86-87。
- ²⁰⁾ 中小企業庁編〔2000〕 p.3。
- 21) 中小企業庁編〔2000〕p.3。
- ²²⁾ 中小企業庁編〔2000〕p.3-4。
- ²³⁾ 中小企業庁編〔2000〕p.4-5。
- 24) 有田辰男〔2001〕pp.9-24。
- 25) 中小企業庁編〔2000〕p.7-9。
- ²⁶⁾ 中小企業庁編〔2000〕 p.9-10。
- 27) 中小企業庁編〔2000〕p.11-17。
- 28) 中小企業庁編〔2000〕p.11-17。
- ²⁹⁾ 中小企業庁編〔2000〕p.19-21。有田辰男〔2001〕pp.9-24。
- 30) 中小企業庁編〔2000〕p.10。
- 31) 中小企業庁編〔2000〕p.18-19。有田辰男〔2001〕pp.9-24。
- 32) 「日本経済新聞」2007年2月9日。
- 33) 「日本経済新聞」2007年2月9日。

- 34) 「日本経済新聞」2007年4月4日。
- 35) 「日本経済新聞」2007年3月10日。
- 36) 「日本経済新聞」2007年4月28日。
- 37) 「日本経済新聞」2007年4月28日。
- 38) 公正取引委員会 [2007]。
- 39) 第二次世界大戦後における中小企業研究は、戦前の議論を継承しつつ、国民経済構造論、系列化論争、二重構造論、競争理論からの分析アプローチ、効率性評価論(専門加工企業評価論、準垂直的統合論、所有さきコントロール論、関係的技能の適応・進化論)、問題性重視論、効率性・問題性統一論等々が展開されてきた。その中心は企業間関係に関するものであり、多くはすでに別稿(髙田亮爾〔2003〕pp.17-58)にて論じたので、ここでは別稿で言及しなかった視点を中心に考察した。

<参考文献>

- ・有田辰男〔2001〕「中小企業政策と創業支援政策—『中小企業基本法』の改正に関連して一」『東京経大学会誌(経済学)』No.221、pp.9-24。
- ・清成忠男〔1970〕『日本中小企業の構造変動』新評論。
- ・清成忠男・中村秀一郎・平尾光司〔1971〕『ベンチャー・ビジネス』日本経済新聞社。
- ·清成忠男〔1997〕『中小企業読本〔第3版〕』東洋経済新報社。
- · 黒瀬直宏〔2006〕『中小企業政策』日本経済評論社。
- ・公正取引委員会 [2007] 『ポイント解説 下請法―下請代金支払遅延等防止法ガイドブックー』(公正取引委員会ホームページ、2007年7月13日)。
- ·「日本経済新聞」
- ・瀧澤菊太郎〔1963〕「中小企業問題の見方の発展」「日本産業構造の高度化過程と中小工業」山中篤太郎編 『経済成長と中小企業』春秋社。
- ・瀧澤菊太郎 [1967] 「中小企業の残存と適度規模」 末松玄六・瀧澤菊太郎編 『適正規模と中小企業』 有斐閣。
- ・瀧澤菊太郎 [1996]「中小企業とは何か」小林靖雄・瀧澤菊太郎編『中小企業とは何か』有斐閣。
- ・ 髙田亮爾〔2003〕 『現代中小企業の経済分析―理論と構造―』 ミネルヴァ書房。
- ・髙田亮爾[2004]「日本経済発展と中小企業(1)」『流通科学大学論集―流通・経営編―』第17巻第2号。
- ・髙田亮爾[2005]「日本経済発展と中小企業(2)」『流通科学大学論集―流通・経営編―』第17巻第3号。
- ・中小企業庁編〔2000〕『新中小企業基本法―改正の概要と逐条解説―』同友館。
- ・山中篤太郎〔1948〕『中小工業の本質と展開』有斐閣。
- ・山中篤太郎・瀧澤菊太郎・外池正治〔1972〕『<新版>産業高度化と中小企業』第三出版。
- ・藤田敬三・伊東岱吉〔1954〕「はしがき」藤田敬三・伊東岱吉編『中小工業の本質』有斐閣。
- ・末松玄六〔1961〕『中小企業成長論』ダイヤモンド社。
- ・末松玄六 [1967] 「適正経営規模の存在の確認」末松玄六・瀧澤菊太郎編『適正規模と中小企業』有斐閣。
- ·中村秀一郎〔1964〕『中堅企業論』東洋経済新報社。
- ·中村秀一郎〔1968〕『中堅企業論(増補版)』東洋経済新報社。
- ·中村秀一郎〔1990〕『新中堅企業論』東洋経済新報社。